

受付番号:

公営住宅等整備基準 (平成10年建設省令第8号) 適合チェックリスト

(工事設計要領書作成要領 別表1 設計チェックリスト)

事業主体名
公営住宅の名称
建物形式名

Table with 4 columns: 項目, 公営住宅等整備基準の規定項目, 確認欄, 備考. Rows include sections for 敷地 (Location, Safety), 公営住宅等 (Housing Standards, User Standards, Shared Facilities), and 共同施設 (Common Facilities).

- (備考) 1. 評価方法基準とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成11年法律第81号) 第3条第1項に規定する評価方法基準 (平成13年国土交通省告示第1347号) をいう。
2. 公営住宅等整備基準第8条第2項から第5項まで、第9条第4項、第10条及び第11条の規定における適合しない場合の理由としては、例えば次に掲げる場合が想定される。
・災害時において緊急に公営住宅を整備する必要がある場合
・ストック活用の観点から既存住宅を借り上げる場合
・第9条第4項の規定について、該当する材料等の入手が困難な場合
・第11条の規定について、小規模な事業 (1棟当たりの戸数が10戸未満で、階数が3のものをいう。) において、エレベーターの設置に係る基準に基づく施行が著しく非効率となる場合
・改正後の公営住宅等整備基準及び告示の公布前に設計を終了し、計画通知又は建築確認を行っている場合